

●よろず相談

と き 10月17日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員 人権擁護委員
問合せ 総務課総務・人事係 ☎28-6003
福祉課福祉係 ☎28-0912

●家庭教育相談

と き 10月17日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3(よろず相談会場内)
相談員 子育てネットワーク
対象 町内在住の方で高校生以下のお子様をお持ちの方
問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28-0396

●消費生活相談

ときところ 10月 3日(水) 役場3階 会議室3
10月17日(水) 役場3階 会議室3
時間 午後1時～午後3時
相談員 消費生活相談員
問合せ 地域振興課地域振興係 ☎28-2463

●心配ごと相談

と き 10月16日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センターしいの木 2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 ☎29-0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
☎0120-783-556

「名古屋いのちの電話」(通話有料)

受付時間 24時間いつでも
☎052-931-4343

問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●家庭児童相談(要予約)

と き 10月19日(金)
午前10時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター ☎28-3150

●教育相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
☎0120-28-7867(ナヤマナ)
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 豊山町教育相談員
問合せ 教育委員会事務局学校教育係
☎28-2211

●子育て相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 ☎28-2888
富士保育園 ☎28-3459
青山保育園 ☎28-3562

●身体障がい者等相談

と き 10月 9日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
☎39-0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員・知的障害者相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●障がい者就業相談(要予約)

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
福祉課福祉係 ☎28-0912

●母子家庭自立支援・就業相談

と き 10月9日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●女性相談(要予約)

と き 10月18日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

相談

みんなの 地空人くん

ゆるキャラ®グランプリ 応援してください



地空人くんは現在「ゆるキャラ®グランプリ」に
エントリー中です。1日1票投票をお願いします。
▶投票期間 11月9日(金)午後6時まで
▶投票方法 ゆるキャラ®グランプリ公式サイト
('ゆるキャラ'で検索か右記QRコード)から
投票できます。

今月のおおかけ予定

10/7

町民体育大会
▶と き 10月7日(日)
▶ところ 豊山グランド

10/13

杜の記念祭
▶と き 10月13日(土)
▶ところ 尾張中部福祉の杜(北名古屋市)
(詳しくは11ページへ)

▶問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28-0913



10/17

法律相談

弁護士による無料の法律相談を隔月で開
催しています。事前の予約(先着順)が必
要です(予約状況により次回(十二月)以
降の申込みとなります)▼とき 十月十七
日(水)午前10時～正午(一人三十分程度)
▼ところ 役場3階 会議室三▼対象者
町内に在住か在勤の方(一人二回まで)▼
予約方法 前日までに電話か役場三階十番
窓口でお申し込みください▼問合せ 総務
課総務・人事係 ☎28-6003

下水道に接続を

公共下水道が整備された地域では、浄
化槽はすみやかに、くみ取りトイレは三年
以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に
接続することが義務付けられています。多
額な費用を投じて完成した下水道施設も皆
様に利用していただかなければ、その地

交通災害共済事業の廃止

これまで、交通事故に遭われた方を対象
に見舞金の支給を行ってきた交通災害共済
事業は、二〇二一年三月三十一日をもって
廃止することとなりました。加入募集につ
きましては、今年度限りで終了となります。
なお、現在加入されている方は交通事故日
から二年間が請求期限となります。その
日を過ぎると無効となるのでご注意ください
▼問合せ 防災安全課防災安全
係 ☎28-0355